

# 国立長寿医療研究センター セカンドオピニオン外来のご案内

セカンドオピニオン外来とは、かかりつけ医療機関の診断や説明に対して、より専門的な意見を聞きたい・手術を受けるかどうか決めかねている、などの悩みをもつ患者さんやそのご家族の方に対して、当センターの医師が診療内容や治療方法に関して、客観的な立場から参考となる情報や意見を提供することです。

## 受診できる方

下の条件の全てに該当する方が、当センターのセカンドオピニオン外来を受診することができます。

- (1) 患者さん本人もしくは患者さん本人の同意を得たご家族の方
- (2) 現在治療中の医師（医療機関）から紹介状（診療情報提供書）及び、必要に応じ、画像診断フィルムや検査結果などの資料の提供が受けられる方
- (3) セカンドオピニオン外来の受診後に、現在受診中のかかりつけ医療機関を再受診される方
- (4) 受診の目的が次に掲げるものでない方
  - (ア) 現在受診中の医療機関に対する苦情のため
  - (イ) 医療事故等に関する訴訟のため
  - (ウ) 診療費に関する相談のため
- (5) 当センター セカンドオピニオン外来の対象疾患の方

## 対象疾患

- ① 内科（高齢者総合診療科で扱う内科疾患）
- ② 精神症状を伴う認知症

\* 今後対象疾患については順次拡げていく予定です

上の条件の全てに該当する場合であっても、申込書の内容により、受診をお断りする場合がございますのでご了承ください。

※相談内容についての、録音、録画はお断りさせていただきます。

## 受診申込方法

セカンドオピニオン外来は全て事前予約制としております。

以下の手順で受診予約手続きを行ってください。（当日の受診は受付けておりません）

(1)	受診を希望される方は、次の3つの書類に必要事項を記入して、当センターの持参してください。 ※電子メール、FAXによる申込受付は行っておりません。		
	(7) 申込書	(イ) 診療情報提供書 (かかりつけの医師に記入をしてもらってください。かかりつけの医療機関の様式でもかまいません)	(ウ) 同意書 (患者さん本人以外の方が、受診される場合のみ)
※認知症の方の場合には、精神保健福祉法の保護者または成年後見制度の後見人の同意を必要とします。			

(2)	当センターにおいて申込書の内容を確認し、受診日時を決定いたします。申込書に記載された連絡先に電話にて連絡するとともに、「予約票」を郵送にて送付いたします。
(3)	受診をされる方は受診当日に必要な資料（画像診断フィルム、検査結果など）をお持ちになり、医事課受付にて受診手続きを行ってください。手続きが終了しましたら案内された診察室にて診療を受けてください。（相談時間は内容により約30分～1時間です）
(4)	受診後、会計窓口にて診療費の支払いを済ませてください。
(5)	当センターの医師が、かかりつけの医師宛てに「診療情報提供書」を作成いたしますので、かかりつけの医師にお渡しいただいて、今後の治療方針についてご相談ください。※セカンドオピニオン外来では診断書・証明書は発行いたしません。

※CT等画像をCD-Rで持参された場合につきましては返却できませんのでご了承ください。

申込書などこちらからダウンロードすることができます。

また、お電話をいただければ用紙を郵送いたします。

セカンドオピニオン外来申込書	診療情報提供書	同意書（患者本人以外の場合）
----------------	---------	----------------

申込書等の閲覧・印刷にはアクロバットリーダーが必要です。

#### 実施日

お申し込み後、平日午後の予約日をお知らせします。

#### 料金

健康保険は適用とならず、自由診療として請求させていただきます。

負担額は次のとおりです。

- ・ 30分以内 10,500円
- ・ 60分以内 15,750円

当センターのセカンドオピニオン外来では、検査や治療行為は行いません。また、その後の転院等についての紹介や、当センターへの受入れは原則お受けいたしません。

必要な資料の提供がない場合、適切な情報提供が行えないため、セカンドオピニオン外来の受診を、お断りする場合がございます。ご了承下さい。

#### 受診申し込み・お問い合わせ先

〒474-8511 愛知県大府市森岡町源吾 35

国立長寿医療研究センター *National Center for Geriatrics and Gerontology*

（セカンドオピニオン外来担当）

電話 0562-46-2311(代)（平日の午前9時～午後5時）